

## 令和5年度沼津市津波避難訓練を実施します

### 要 旨

津波避難訓練対象区域において、総合防災訓練や地域防災訓練などで確認した避難路、津波避難ビルや高台等へ、いかに効率よく避難が可能か確認することを目的に、訓練を実施します。西浦地区においては、会場型訓練として地域特性に応じた実践的な訓練を旧西浦小学校にて実施します。

### 概 要

#### 1 実施日時・場所

- (1) 令和6年3月3日(日)9時00分～11時00分・津波避難訓練対象自治会(自主防災会訓練)
- (2) 令和6年3月3日(日)10時00分～11時30分・旧西浦小学校(会場型訓練)

#### 2 想定

南海トラフ巨大地震が発生し、市内で震度6弱から6強を観測。建物倒壊、地盤の液状化、火災等が発生するとともに、大津波が襲来し著しい被害を受ける。

#### 3 内容

- (1) 自主防災会訓練(津波避難訓練対象：70自主防災会、約5,900名)

津波避難訓練

- (2) 会場型訓練(西浦地区9自主防災会、約70名)

重量物排除訓練、徒手搬送訓練、起震車による地震体験、防災展示ブース、煙体験ハウス  
防災関係車両展示(別紙「令和5年度沼津市津波避難訓練(会場型)実施計画書」参照)

#### 4 会場型訓練参加機関

陸上自衛隊第34普通科連隊、沼津警察署、沼津市消防団、駿東伊豆消防本部、  
エフエムぬまづ、西浦地区連合自治会(6団体、約40名)

### お問い合わせ先

沼津市役所 危機管理課  
直通:055-934-4803

## 令和5年度 沼津市津波避難訓練（会場型）実施計画

### 1 目的

静岡県第4次地震被害想定に基づき、総合防災訓練や地域防災訓練などで確認した避難路、津波避難ビルや高台等へ、想定津波到達時間内でいかに効率よく避難が可能か確認することを目的として、津波避難訓練対象区域において実施する。

### 2 日時

令和6年3月3日（日）10時00分～11時30分

### 3 訓練会場

旧西浦小学校

### 4 訓練参加機関

- (1) 西浦地区連合自主防災会
- (2) 沼津市消防団
- (3) 駿東伊豆消防本部
- (4) 自衛隊（第34普通科連隊）
- (5) 沼津警察署
- (6) 沼津市役所危機管理課

### 5 訓練内容

- (1) 津波避難訓練
- (2) 防災展示ブース
- (3) 車両展示（警察、陸上自衛隊）
- (4) 煙体験ハウス
- (5) 重量物排除訓練
- (6) 徒手搬送訓練
- (7) 地震体験車による地震体験

### 6 展示ブース内容

- (1) パネル展示及びチラシ配布
- (2) 非常食の配布

## 7 タイムスケジュール

時間	訓練項目等	訓練内容
8 : 30	会場準備	市職員対応
9 : 00	地震発生	各地区にて津波避難訓練を実施。実施後、会場型訓練参加者は旧西浦小学校へ移動
9 : 03	大津波警報発令 避難開始	
9 : 50	会場型訓練参加者集合	会場型訓練参加者
10 : 00	開会式 開会ことば（防災指導員）	各地区整列
	各訓練場所へ移動	3つグループに分かれる
10 : 10 ～ 11 : 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災展示ブース</li> <li>・車両展示（警察、陸上自衛隊）</li> <li>・煙体験ハウス</li> <li>・重量物排除訓練</li> <li>・徒手搬送訓練</li> <li>・地震体験車による地震体験</li> </ul>	各訓練項目を3つに分け、20分間でローテーションを行い訓練実施する
	閉会式の場所へ移動	
11 : 25	閉会式 閉会ことば（連合自治会長）	各地区整列
	訓練終了、撤収	

## 8 訓練中止について

- (1) 実施当日又は前日に、地震発生や大雨洪水警報等が発表され、職員配備体制をとっている場合は訓練を中止とする。
- (2) 訓練を中止する場合は、訓練当日の午前6時に決定し、危機管理課職員から訓練参加機関等に伝達するものとする。

## 9 中止等する場合の周知方法

- (1) 同報無線放送
- (2) 危機管理情報メール（職員・市民向け）
- (3) 電話による連絡（実施機関）

■ 津波避難訓練対象区域の自治会

別紙 1

No.	連合自治会	津波避難訓練対象区域 (単位自治会数 8 4)	区域外 (単位自治会数 2 6)
1	本町地区	本町一丁目、本町二丁目 (2)	
2	第二地区	下河原西町、下河原南部、下河原東部 千本常盤町、旭町、千本緑町、宮町、 幸町、港湾区、下河原団地 (10)	
3	千本地区	市道町、松下町、東間門、西浜町 (4)	
4	第三地区 下香貫 (※一部)	西村町、宮本町、神明町、馬場町 第二宮脇、石原、楊原、塩満 西木の宮、東桃郷、二瀬川町、藤井原 (12)	第一宮脇、木の宮、八重 八重坂、外原、東八重 香貫台、香貫が丘 (8)
5	第三地区 中	塩場、島郷、牛臥、八間町 東八間町、西島町、三貫地 (7)	
6	第三地区 我入道	江川町、東町、一本松町、津島町 浜町、林町、稲荷町、秋葉町 南条寺町 (9)	
7	第四地区東 (※一部)	住吉町、南本郷町西、玉江町 (3)	中住町、中瀬町、黒瀬町、中原町 東豊栄町、西豊栄町、南本郷町東 久保町、山下町、宮原町 (10)
8	第四地区西	御幸町、三園町、市場町、通吉田町、 吉田町、永代川瀬町、槇島北町 (7)	
9	静浦地区	志下、馬込、獅子浜、江浦 多比、口野 (6)	
10	内浦地区	重寺、小海、三津、長浜、重須 (5)	
11	西浦地区 (※河内除く)	木負、久連、平沢、立保、古宇 足保、久料、江梨 (8)	河内 (1)
12	戸田地区 (※一部)	鬼川、小中島、大中島、一色 入浜、口南、奥南、大浦 御浜、小山田、井田 (11)	上野、大門、中上、大上 新田、平戸、舟山 (7)